

# 宗教と差別事件

## 「同宗連」結成以後の概要と課題

松 根 鷹

二〇件余にもおよんでいる。

「平等」と「平和」を説く普遍的宗教教団が、なぜこれほどまでにくりかえし、しかも悪質な差別事件を起こすのかを解明するのがテーマである。

実は本稿の課題として、ほんらいは「宗教と差別事件——歴史的経過と課題」として、近代史総体のなかに宗教界における差別事件をとりあげるべきであると考えている。原田伴彦著『宗教と部落問題』に代表される啓発書をはじめ、工藤英一著『キリスト教と部落問題』等個別の研究においては部分的にとりあげられているが、宗教界全体を視野においた資料の収集と分析がなされていないからである。

本稿においては紙面の関係もあり、「宗教と差別事件——歴史的経過と課題」の一部として、四期にわたる区分

「近年における宗教界の差別事件の概要と課題」が、与えられたテーマである。

近年における「宗教と部落差別」を考える場合、一九八一年六月に発足した「同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議」（以下、略称である「同宗連」と表記）の結成以前と以後をひとつの区分とすべきだと思ふ。

理由については後述するが、「同宗連」の結成は宗教界ならびに宗教者と部落解放運動との関係にとつて、一時代を画する意義をもたらしたものといえる。にもかかわらず、「同宗連」結成以後に限っても宗教教団および宗教者による差別事件は、対外的に公表されたものだけでも

を提起し、その時々々の代表的事例の紹介のみにとどめ、本題に入ることにする。

### 二、

#### (一) 第一期（一八七一年～一九二二年）

部落解放運動における「近代」は、一八七一年、いわゆる「解放令」の年を起点とするとはいうまでもない。八・二八の「解放令」を「欺瞞的改革」として、真の解放をと願って創立された一九二二年の全国水平社までを一期とする。

この期の特徴は、部落解放のための運動が自由民権運動の影響のもとにめばえていった。福岡県の部落寺院淨福寺の住職らを中心にした「復権同盟」（一八八一年）、自由党の松木正守らによる大阪の「自由平権懇親会」（一八八二年）、高知で一八八三年に結成された「西谷平等会」等である。

しかし、なによりも一九〇二年和歌山県有田郡教念寺で、大日本仏教慈善会財団募金のために訪れた西本願寺の布教師、龍華智秀による差別発言が、部落大衆の覚醒と本願寺教団にたいする抗議行動をひき起こすことにな

つたのである。

「彼等は社交上人間外として擯斥されているいわゆる虫けら同様のエタではありませんか、彼らでさえこの様に多額の寄付をしている。いわゆる御参詣の皆さんはいづれも立派な人類でありますから、充分寄付して下さい」

僧侶による差別事件の典型例である。広範な部落大衆の抗議にもかかわらず、「小生の心事は、平等慈悲の光明中の生活をする人々に貴賤上下の差別ある理由もなく、別して宗教家の眼中愛憎の念もなく、当国の人々が申居候事を耳にして、無念無想知らず知らず一言ありしは後悔も後の事」、述べるにとどまる「反省」の弁であった。

#### (二) 第二期（一九二二年～一九四五年）

全国水平社創立時点から、一九四五年度の「一五年戦争」敗北にいたる時期である。

「これ等の人間を勦（いた）ぶるかの如き運動は、かえって多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である」とし、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結んだ「水平社宣言」は宗教者を中心

としたそれまでの融和運動にたいする拒絶でもあった。「部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」とし、「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」とする綱領を採択し、「部落民の絶対多数を門徒としうる東西本願寺が此際吾々の運動に対して抱蔵する赤裸々なる意見を聴取し其の回答により機宜の行動をとること」を決議した全国水平社は、即日東西本願寺にたいする激しい抗議行動をまき起し、例年くりかえされることになった。

自発的な運動の連合体である全国水平社にとって、初めから明確な「宗教界対策」ともいうべき方針があったとは思えない。むしろ運動初期にみられた差別者にたいする個人糾弾が大半であった。にもかかわらず、宗教界にたいしては当初よりのをえた批判を展開している。部落大衆をあきらめの淵においやる誤った「業」論への批判であり、「浄土三部経」のひとつ「観無量寿経」における「施陀羅」観への批判であった。そして三つめには、「差別法戒名」への厳しい指弾であった。

水平運動におけるこれら宗教界にたいする三つの指摘は、紆余曲折をへながらも今日の課題としてそっくり受けつがれている。七〇年近くの歳月を思うと、あらためて宗教界の差別の構造と宗教者の差別意識の根強さに驚

ろかされる。

### (三)第三期(一九四五年〜一九八一年)

「天皇制ファシズム」の弾圧のもと、一時期活動を中止せざるをえなかった水平運動は、敗戦後の一九四五年一〇月いち早く活動を再開した。部落解放委員会である。こわれて参加した東西本願寺の融和運動を含む活動家も、宗内において積極的に活動し「同朋運動」として根づかせた。宗内に一定の影響力を築いたものの上の組織化をはかることができなかった。

この時期で特筆すべきことは、一九五四年の「亀川村差別事件」でそれを契機に西本願寺において部落差別とのかかわりにおいて仏教における業思想を明らかにしようとするとりくみが始められたことである。水平運動の激しい提起にもかかわらず、一度も論議されないままにきた「業」論が、三〇年余をえて初めて論議されたことの意味は大きいといえる。

また解放運動の指摘により、「賀川問題」をはじめとする諸問題をかかえる日本キリスト教団、幕末期の創唱宗教の代表的な教団のひとつである天理教におけるとりくみがなされたのもこの時である。

### (四)第四期(一九八一年〜今日まで)

第三期の区切りは、すでに述べたように「同宗連」結成の一九八一年とすべきだと思ふ。

もちろん、「同宗連」の結成は「世界宗教者平和会議差別発言事件」(いわゆる「町田差別発言事件」、一九七九年)を契機とするものであり、その意味では二年近く前に始動したといえる。しかし、機熟して「同宗連」の結成にいたるまでには、部落解放同盟中央本部によるWCRP日本委員会、全日本仏教会、それに町田氏が当時宗務総長をつとめていた曹洞宗にたいする糾弾闘争と、部落問題を自らの課題としてうけとめようとする宗教者の内部努力を待たなければならなかった。

「深き反省のうえに、教えの根源にたちかえり、同和問題解決へのとりくみなくしては、もはや、日本における宗教者たりえないことを自覚し、ひろく宗教者および宗教教団に実践と連帯を」という呼びかけにに応じて、五五教団、三連合体の加盟のもとに結成された「同宗連」の意義は大きい。

その理由の一は、たしかに糾弾を契機とするものではあったが、「部落差別の事実を自己自身にかかわる問題と

して受けとめ」る宗教者による自発的組織であった点にある。その二は、部落差別は東西本願寺と差別事件を起こした一部の教団の問題というそれまでの認識を根底的につきくずし、宗教者ならびに宗教教団にとつてもはや避けてはとれない課題という認識をかもし出した点にある。三としては、対応、対策的な部分も含めかつてないほどの多数の教団を実際に組織し、従来は不問にふせられていたそれぞれの宗教教団と部落差別の実態を明らかにし、またそれにとりくむ内部の自主的な人々の思想的、活動的な基盤を生み出す素地をつくったことをあげることができる。

本稿のテーマであるこの期に、差別事件がひん発し、報告されているが、その多くが内部告発や協力により表面化した点からも裏づけることができる。

### 三、

「同宗連」結成以後表面化、すでに公表されている宗教関係者による差別事件を列記してみる。教団ごとにまとめたものや、表面化した日時で記したのものも含まれる事件もあるので実際の発生時期と異なることのある点をあらかじめことわっておく。

- ① 一九八一年二月 高野山真言宗差別事件確認会。寺本良染著「戒名法號の付け方及び解説」、清浄心院、鳥羽沙摩明王差別お札事件、「仏前勤行次第」、「真言宗実践双書」等の差別性が指摘される。
- ② 一九八三年五月 キリスト教の日本聖公会、中川秀恭司祭（前国際基督教大学長）差別発言事件。
- ③ 一九八三年九月 念法真教差別発言事件、これを契機に教祖の「法話集」に不適切発言が多数存在することが表面化。
- ④ 一九八三年十一月 天理教機関誌「陽気」差別事件
- ⑤ 一九八四年六月 弘法大師著『性霊集』「施陀羅悪人」問題表面化
- ⑥ 一九八四年七月 真宗大谷派「董理院董理差別事件」
- ⑦ 一九八五年一月 浄土真宗本願寺派築地別院「小野清一郎差別発言事件」
- ⑧ 一九八五年一月 広島県曹洞宗住職「家系図差別事件」
- ⑨ 一九八六年四月

曹洞宗「家庭訓」差別図書事件

- ⑩ 一九八七年五月 曹洞宗師家養成所講師差別発言事件
- ⑪ 一九八七年六月 曹洞宗伝道部K係長差別事件
- ⑫ 一九八八年五月 曹洞宗「眼蔵会」講師差別発言事件
- ⑬ 一九八八年六月 真宗大谷派訓覇信雄差別発言事件
- ⑭ 一九九〇年六月 真宗大谷派「清沢満之全集」差別思想事件
- ⑮ 一九九〇年七月 「同宗連」事務局長差別発言事件
- ⑯ 一九九〇年十一月 曹洞宗川村昭道宗会議員差別的推せん文配布事件
- ⑰ 一九九一年一月 カトリック教会関係者結婚差別事件
- ⑱ 一九九一年四月 浄土真宗本願寺派寺院の「差別法名」表面化。
- ⑲ 一九九一年四月 曹洞宗近畿管区差別発言事件
- ⑳ 一九九一年五月

#### 駒沢大学差別落書事件

⑳ 一九九一年二月

#### 世界救世教「差別教義」事件

それぞれの事件について詳述する紙面もないので、下宗教における(一)結婚・身元調査に関わる差別事件、(二)教義に基づく差別事件、その(三)として「悪しき業論」、(四)「施陀羅」問題、(五)時代錯誤的教義等をあげることができる、(六)差別法戒名をめぐる差別事件、(七)偏見、無知、無関心に基づく差別事件、(八)その他、の五項目に整理のうえ代表的なものについて報告することにする。もちろん、差別事件の内容によってはいくつかの項目にまたがる場合も多い。

(一)結婚・身元調査に関わる差別事件は、一般同様、宗教関係者の場合も件数的にも多い。とりあげた事例では、②の日本聖公会中川差別発言事件、③の念法真教差別発言事件、⑧の広島県曹洞宗住職「家系図差別事件」、⑨の曹洞宗「家庭訓」差別図書事件、⑯の「同宗連」事務局長差別発言事件、⑰カトリック教会関係者結婚差別事件等がこれにあたる、②の中川差別発言は、一九八三年の日本聖公会総会席上、部落差別問題委員会提出の「祈禱

書改正の件」審議中にひきおこされた事件である。天皇のための祈禱を残すべきだとして審議打ち切りを求めた中川秀恭が、「私は自分にふりかえってみますと、自分の娘を部落の一人とわかつている男のところへ嫁にやるかという、躊躇するにちがいありません。そして、私は関西の方の方をかなり知っていますが、非常に警戒しています：(以下略)」と発言。のちの確認会でも「実感として針で刺されるよう痛みは感じていない」と強弁し、一〇年たった今日なお解決されていない悪質なものである。

「自分の子どもが、部落の人と結婚すると言われたら、社会的な重荷を背負うことになるし、賛成することは簡単なことではない。考えざるを得ない。困難だ」と発言した、⑮の「同宗連」事務局長差別発言事件も内容的には中川発言と同質のものである。事務局長の所属する天理教の回答書は、その結論において「宗教者は社会に与える影響の重大性に立って、より厳しく差別体質を問われることを重ねて自覚しなければならぬ」と指摘しているがまさにそのとおりである。

宗教界なるがゆえに発生した特異な事件が③、⑧、⑨である。

天台系の新しい教団である念法真教で発生した差別発

言事件は、「相手の人柄をよく調べよ」という意味で開祖が常日頃口にしていた「ヨコからもタテからも前から後ろからもよう調べよ」という指導をかつてうけた信者が娘の縁談を「血筋」の問題と理解したことによる人権侵害であった。問題性を認識した同教団は、開祖の「念法法話集」の中における不適切語や誤解されやすい表現を、これを機に全面改訂し旧版の回収にふみきるにいたった。

広島で一九八四年発生した⑧の「家系図差別事件」は、檀家の求めに応じて曹洞宗住職が過去帳をもとに家系図を作成。もらった檀家は、部落のそばに住んでいるが、部落民ではないという証明として「釣書」に添え娘の縁談に使っていたという特異な事例である。

部落解放同盟広島県連の糾弾のさなか、この事件の思想的背景に奇しくも一致する内容の『家庭訓』が復刻されていたことが明らかになった。故岸沢惟安のこの著作は戦前の天皇制国家観にみられる「家父長制」的志向やそれに基づく「修身齊家治國平天下」的考え方につらぬかれており、血統尊重のためには結婚肅清であるべきというような身元調査をすすめるかの内容になっている。記述された戦後直後の制約があったにせよ、三〇年後にまたぞろ復刻されたところに根の深さがよこたわつてい

る。

(二)の教義に基づく差別事件のうち⑨の「悪しき業論」に関わるものとして、①の高野山真言宗関係のうちの「仏前勤行次第」をあげることができる。日々唱和する「次第」に収録されている「真言安心和讃」の「過去に造りし報にて 盲聾暗啞の輩に 生まれて法門きくことも 唱うることもならぬ身は 諸仏の慈悲にも漏ぬべし」は、その典型例である。

先にふれた念法真教でも、差別発言事件を機に「善悪因果和讃」を骨子とする「極楽浄土建設和讃」の「悪しき業論」に関わる部分を大幅に削除している。また、臨濟宗妙心寺派も「和讃」の改訂を実施している。

(二)の⑥の「旃陀羅」問題に関する代表的な事件は、①の清浄心院「鳥羽沙摩明王差別お札事件」である。清浄心院の場合は江戸時代に木版印刷された誦の中に「若人見死戸(もしひとしかばねと)、婦人産生處(おんなのうぶやと)、六畜産生處(ちくしよのうぶやと)、一切血流處(いっさいのちのながるるところと)、或遇稱多羅(もしはえたのたぐいの)、屠者等穢人(けがれたるひとをみ)、或入大小便(もしはだいしようべんじよ)及一切穢處(いっさいのけがれたるところにいらば)、誦此解脱咒

性格別」説によるものである。

(三)の差別法戒名をめぐる差別事件が、憤出したのも特徴のひとつである。①の『真言宗実践双書』復刻事件、

⑥の「董理院董理差別事件」、⑩の曹洞宗師家養成所講師差別発言事件がある。差別戒名であったにしても戒名があっただけでもましとする旨の暴言を骨子とした事件である。⑩の浄土真宗本願寺派における「差別法名」の表面化も、事件としては扱われてはいないが、地元運動関係者の一五年にもわたる提起を考えると教団の責任は重い。事件としては列記しなかったが、真宗大谷派においても、また高野山真言宗においても「差別法戒名」の存在をなぜか隠し続け、運動関係者の指摘によりようやく報告されるにいたった。度重なる指摘をうけているにもかかわらず日蓮宗にいたっては、「自主的とりくみ」をたてにし誠意ある対応をしようとしていない。

従来、熊本県矢部町で同和教育サークルにより指摘された三三の墓石のうち「奴隷」の「奴」に点をふした「奴」を含む「釈尼妙楯信奴」一基のみを差別法名としあとは広島県下での過去帳における差別添書を認めるにとどまっていた浄土真宗本願寺の徳島県下の寺院において、「妙屠」、「猪貫」、「孝僕」、「革心」、「連寂」等のおびただし

(このしんごんをとなくべし)」という差別内容がもられていたのである。しかも、ありがたいお札であるということ、一九八一年にわざわざ活版印刷され販売されていたものである。

「性霊集」の「旃陀羅・悪人」についても明白な差別性を含むものではあるが、真言宗各派と論争中のため別の機会にゆずりたい。

(二)の⑥としては、⑭の「清沢満之」差別思想事件、⑯の世界救世教「差別教義」事件が指摘されている。

真宗大谷派の「近代教学の祖」と仰がれ、教団改革派の精神的支柱とされてきた故清沢満之の全集に収録されている「平沼専蔵と本願寺法主」がそれである。法主批判を効果的にするために「ヂュー」(ユダヤ人)や「穢多」をたとえに使った典型である。

一九五〇年開かれた世界救世教の開祖、岡田茂吉による根本聖典『天国の礎え』や『御教問答集』における部落差別はもとより障害者差別、民族差別、職業差別、性差別等のおびただしい箇所にわたる差別記述、しかもそれが近年においてもくりかえし復刻され、信者の日々の教えとして生き続けている点にこの事件の深刻性があるといえる。

⑯の曹洞宗「眼蔵会」講師差別発言事件も仏教思想「五

い差別過去帳の存在が確認された今、徹底的な調査を再開すべきである。第二次調査を完了した曹洞宗以外の伝統仏教教団に共通する緊急調査課題のひとつであるといえる。

(四)の事例としては、④、⑦、⑬、⑯、⑰等をあげることができる。

「糾弾、糾弾といつて部落解放同盟が本部にしつつこくおしかけた」旨の発言の④の天理教の事件。宗門役員選挙に際し、友人の推薦文に「糾弾会を開催されたのでありますが、堂々と渡り合い解放同盟（実際は東日本同和会——筆者注）を納得させるといふ技をやつてのけた事があります。全国の宗会議員の誰しもが及ばない力量の持ち主であります」という一文を配布した。⑯の曹洞宗の事例は、運動にたいする無知と偏見を物語っている。

東京・築地本願寺で行なわれた仏教文化研究会公開講演会での「東本願寺の近くに特殊部落があり、そこには古来の宗教が残っている（要旨）」という⑦の事例は、同様の無知と偏見によるものであるが発言者が東大名誉教授、法務省特別顧問である小野清一郎によるものだけに重視せざるをえない。部落内でのトラブルにかつてまきこまれた経験をもつ宗教者が宴席で、「穢多は嫌いだ」と

発言したのが⑱の事例である。典型的な偏見による差別言動である。

社会的影響力の点からもその後の対応からも衝撃を与えたのが、⑱の真宗大谷派訓覇信雄差別発言事件である。「同和、靖国やつとるひまがない」をはじめ職業差別や女性差別、障害者差別をくりかえしたこの事件は、先にとりあげた清沢満之の教団改革の継承者を自負する「難波別院差別事件」当時の宗務総長によって、しかも「自己とは何ぞやという自己究明こそが大事」という解放運動にたいする無理解と、信仰さえしていればすべて解決できるという「信心第一主義」に根ざした事件であった。

(五)の事件として、⑪と⑳の事例をあげておく。⑪の事例は宗教関係団体の中で女子職員に対するセクハラ行為をくりかえすなかで差別言動をくりかえしたものである。⑳は宗門大学における「穢多・非人・避妊」という落書事件である。

四、

一八七一年の「解放令」以後、とりわけ一九四五五年にいたる時期における宗教関係の差別事件は、神社に関係

するものが圧倒的に多い。神道による「穢れ」意識に根ざした差別であることはまちがいないが、多くの場合、祭礼からの排除、氏子からの除外にたいする被差別部落の側からの闘いは、宗教による差別そのものを問題にしている場合は意外に少ないように思える。いわば人間としての基本的な生活権の獲得闘争として闘われてきた面が強いのではないだろうか。この点については別の機会に報告したい。

今回、第四期にあたる、「同宗連」結成以後の事例に目を通してきたが、いくつかの驚くべき事実につきあたる。

水平社結成以後、宗教界に敵しく求められてきた闘いの三つが、今もなお差別の事実として生き続けていることである。誤った「業論」「旃陀羅観」の是正であり、差別法戒名の改正問題である。七〇余年にわたる提起にこたえられずに、差別事件をくりかえす教団、その背景としての教義と教団体質、そしてなによりも「信仰さえしていればすべて解決される」とでもいうべき「信心第一主義」に固執している宗教者自らの姿勢を見つめるべきである。ともすれば宗教者がおちいりやすい社会性の欠落を、宗教者の社会的責任においてはたしてほしい。

解放運動への提言  
水平社会をめざして

友永健三著

B6判256頁 1,800円(税別)

今日の部落差別の実態、解放運動の総括、さらに国際的な人権擁護の観点から第三期の運動のあり方を大胆かつ具体的に提起する。

図説・今日の部落差別 (第三版)

部落解放研究所編

A5判162頁 1,600円(税別)

一九八七年以降の各地で実施された実態調査等の集計を図表で解説。

部落への誇りを胸に

部落解放研究所編

四六判250頁 1,500円(税別)

部落の女性たちが語る差別との闘いの半生記。

(社)部落解放研究所

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12  
☎06(568)1300 振替 大阪7-13183